

## 文化財の防火について（平成6年8月17日 6保建第29号）

標記の件については、平成6年8月17日付け庁保建第61号で文化庁文化財保護部長から貴教育長あて通知しましたが、今回の重要文化財建造物大恩寺念仏堂の全焼事故にかんがみ、下記の事項を厳守するよう文化財所有者をはじめとする関係者にご指導のうえ、この種の火災事故の根絶を期するようお願いいたします。

なお、文化財建造物の防災施設については、貴教育委員会による文化財パトロールでの定期的な点検・確認を行う等により、防火対策に努めるようお願いいたします。

### 記

- 1 燃えやすい桧皮葺（ひわだぶき）や、茅葺（かやぶき）、柿葺（こけらぶき）等の植物性屋根材料の文化財建造物周辺では、花火（とくにロケット花火）やたき火を原則として禁止し、飛び火のおそれがあるときは厳重に警戒をおこなうこと。

これらの植物性の屋根の表面は、乾燥すると小さな飛び火でも着火しやすい状態になっている。飛び火の着火発見はきわめて困難で、桧皮葺の場合、屋根表面に着火してもほとんど煙は立たず、火種は屋根材料内部に長時間かけて穴を開けて行き、屋根小屋組内に落ちて燃え広がる。この時点で自動火災報知設備が感知し、屋根内部から出る煙を発見するため、放水しても手遅れになることが多い。

桧皮葺や茅葺等の屋根が近年まれになり、一般にその火災や消火の経験が乏しくなっているため、これらが燃え易い屋根であることを周知させることが重要である。

- 2 植物性屋根火災の消火活動では初期消火段階では放水効果をあげるために屋根に登って桧皮や茅の屋根材料をめくり落とすことが必要であり、このことを想定した消防計画を所轄消防署等と協議してあらかじめ作成すること。

桧皮葺屋根の場合、外部からの消火放水も屋根自体が強い防水層となって、燃える小屋組内部に水がとどかず、建造全体に火がまわって全焼する場合がある。初期消火段階では、小屋組内部に注水するために、屋根に登って桧皮をめくり落とすことが必要である。茅葺屋根の場合、放水でいったん鎮火しても数時間して再燃するおそれがあるので、一日程度の監視警戒を続けるか、危険な場合は屋根に登って茅を掻き落とし安全なところに運搬することが必要である。

文化財所有者等は日頃から自衛消防隊を訓練し初期消火活動に備えるとともに、地域の公設消防の消火活動と連携する必要があるとあり、市町村教育委員会、所轄消防署等関係機関の協力を得て、全体としての消防計画をあらかじめ作成し周知しておくことが重要である。

- 3 植物性屋根火災の場合、自動火災報知設備、消火栓の防災設備については、その効果に限界があること知ったうえで、日頃から定期的な保守点検整備と活用訓練をおこなうこと。

自動火災報知設備の場合、屋根表面に飛び火が着火した段階では感知困難で、消火栓も初期消火の段階を過ぎると放水が手遅れになる場合がある。このため、乾燥時期に飛火の危険がある場合には、あらかじめ屋根全体に消火栓等で定期的に散水しておくことが不可欠である。